第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

1 初動体制等の整備

町は、原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階における町の初動体制について、以下のとおり定める。

(1)24時間体制の確保

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある ため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担 当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(2) 緊急事態連絡室等の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の危機管理に不可欠な要員により構成する。

金ケ崎町○○事故(事件)対策本部等における職員の参集基準等

配備体制	配備基準	配備職員の範囲	
警戒配備体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災	別に定める課等の長及び主査相当職	
	害の発生のおそれがあると認められる場合	以上の職員で各部長が指名したもの	
1 号非常配備体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災	主査相当職以上の全職員	
	害が発生した場合		
2号非常配備体制	大規模な事故、事件等により、対策本部のす	全職員	
	べての組織、機能をあげて対策を講ずる必要		
	があると認められる場合		

(3) 緊急事態連絡室の役割

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(4) 事態認定前における初動措置

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を 設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に 移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

(6) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における町との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(7) 消防団の充実・活性化の推進

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

2 通信体制の整備等

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの 多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。 また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信体制を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の確保に当っての留意事項】

・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

施設・設

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・ 運用体制の構築を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を 設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うもの とし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運用

面

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者等及 びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討 を行い、体制の整備を図る。

(3) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、デジタル化に努める。

3 関係機関との連携体制の整備

(1) 県との連携

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握し、定期的に更新するとともに、警報の内容、避難経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先等に関する最新の情報を常に把握するとともに、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

また、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(4) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知や自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(5) ボランティア団体等に対する支援

町は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集等に関して必要な事項について、以下のとおり定める。 町は、これらの情報の蓄積及び更新に努めるとともに、関係機関により円滑に利用されるよう、情報 セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握

町は、県から警報の通知を受けたときに町長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、あらかじめ県との役割分担も考慮して定める。

2 避難実施要領のパターンの作成(法61関係)

町は、関係機関(教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な 意見交換を行いつつ、消防庁や県が作成するモデル避難実施要領等を参考に、季節の別(特に冬期 間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の 避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該区域の輸送に係る運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、タクシー、船舶、飛行機等)の数、定員など
- ② 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、幅員、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ ヘリポート(ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当 町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。 また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとと もに、県と連携して住民に周知する。

5 生活関連等施設の把握等(法 102③)

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	関係法令	所管省庁名
第27条生活関連等施設	1号	発電所、変電所	電気事業法2	経済産業省
	2号	ガス工作物	ガス事業法2	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法3	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法8	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法2	総務省
	6号	放送用無線設備	放送法2	総務省
	7号	水域施設、係留施設	港湾法52	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安	空港整備法2	国土交通省
		施設		
	9号	ダム	河川管理施設等構造令第2章	国土交通省
第 28 条 危険物質等	1号	危険物	消防法 2	総務省消防
				庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	毒物及び劇物取締法2	厚生労働省
	3号	火薬類	火薬類取締法2	経済産業省
	4号	高圧ガス	高圧ガス保安法 2	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	原子力基本法3	原子力規制
				委員会
	6号	核原料物質	原子力基本法 3	原子力規制
				委員会
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	放射性同位元素等による放射線	原子力規制
			障害の防止に関する法律2	委員会

				厚生労働
	8号	毒劇薬(薬事法)	薬事法44	省•農林水産
				省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	電気事業法38	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	最近兵器(生物兵器)及び毒素	
			兵器の開発、生産及び貯蔵の禁	各省庁(主務
			止並びに廃棄に関する条約等の	大臣)
			実施に関する法律2	
	11 号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の	経済産業省
			規定等に関する法律2	

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する 防災資機材等の点検、整備に努める。

さらに、防災における生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する既存の協定を見直すなど、流 通備蓄を利用し調達ルートを多様化することにより、必要な物資、資材の確保に努める。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、住民自ら備えていくことが期待される。(法 142、147)

1 防災のための備蓄との関係(法 146)

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】 食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料など

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材(法 145)

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、 国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な 薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国 において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の 整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ョウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大 を防止するための除染器具など

3 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するとともに、武力攻撃災害において備蓄する物資又は資材が不足したときは、知事に対し、必要な物資または資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を 調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじ め締結するなど、必要な体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、町の職員及び消防団員や自主防災組織のリーダーは、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対応力の向上に努める必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、また、町が実施する研修及び訓練について以下のとおり定める。

1 国民保護に関する啓発(法43関係)

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発等と連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町及び町教育委員会は、県及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害 対応能力育成のため、所管する学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、国が作成する各種資料 (「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など) を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に 努める。

【住民への周知が必要な事項】

- ① 警報や避難指示等の伝達方法
- ② 警報に係るサイレン音の意味
- ③ 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務

- ④ 不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等
- (5) 弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき行動
- ⑥ 特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止

(5) 住民の協力に関する啓発

町は、武力攻撃事態等が発生した場合、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、住民の自発的な意思により協力を求める必要があるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 町による研修

町は、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く職員の研修機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練(法42関係)

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存の ノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。 また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。(法 42①)
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者等への的確な対応が図られるよう留意する。 (法 42③)

なお、訓練の参加はあくまでも住民の自発的な意思に委ねられるものであることを十分に配 慮する。

- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題や教訓等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、 その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュ アル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。(法 42② 関係)